

評価細目の第三者評価結果

（保育所、地域型保育事業）

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	法人および園の保育理念などはホームページやパンフレットに記載されており、職員には毎年度初めに入職前に研修にて説明している。また園内に法人規程集や各種マニュアルを備え置き、何時でも閲覧して再確認できるようにして理念等の理解浸透を図っている。保護者に対しては、入園説明会で配付するパンフレットや重要事項説明書を使い説明周知に努めている。法人や園の理念などから、「社会性・主体性・向上心・想像力・思いやり」を育み、「集中・持続・発展のチカラを培う」を謳った、法人・園の保育への取り組み姿勢を読み取ることが出来る。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	保育業界の動向や地域の福祉状況などについては、厚生労働省や市、区などの行政機関から、さらに自治会長から関連情報を入手し把握している。経営状況については毎月月次報告書を作成しており、子ども・保護者、保育ニーズ、保育コスト等々に関する情報を把握して分析を行い園運営に反映している。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	法人本部の経営企画室会議および系列園3園で毎月園長会議を実施し、各園の経営課題を協議検討している。その結果は、本部および自園の職員に報告し共有している。園内では月に1回の職員会議又は毎日昼礼を行い、課題の解決・改善に向けた話し合いに取り組んでいる。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	法人本部で中・長期事業計画を策定しており、園ではこれを踏まえて園運営を行っている。中・長期の事業計画構想はあるが、園独自の中・長期的なビジョンを明確にした計画は立案・作成していない。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	当園は高齢者介護施設と併設して浦和事業所を運営しており、園の事業計画は浦和事業所事務所長が立案策定している。園ではこれを基に単年度の保育計画はじめ各種年間計画を策定している。全体的な計画を定め、それに基づいて年間計画などの各指導計画を作成し、保育園として果たすべき子どもたちへの養護・教育、保護者支援などを明確にして、保育理念や目標などの達成を目指している。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	単年度計画に、「今年度の重点課題」を掲げ、園内研修に組み込んで職員にその内容を伝えている。それに沿った形で適正に運営できるように、各職員の役割や担当決めを行い、さらに主任やクラス担任が月案・週案など詳細なカリキュラムを決めている。経営方針や園長会議で協議された内容などは職員会議・昼礼を通して職員全員に報告され共有されている。事業計画は年度ごとに事業報告書を作成し、非常勤職員を含むすべての職員がいつでも確認出来るよう事務室に保管している。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	園および職員は事業年度末に「保育園自己評価」を実施し、1年の取り組みと振り返りを行っている。その結果を保護者へ報告し、また、毎月「園だより」を配付し、保育目標や内容などに関する部分などを伝え、園運営への理解と協力につなげている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	各クラス担任は、各指導計画・保育計画による保育実践後に、毎月月案を基に自己評価・反省を行い園長に報告している。園長は確認・承認して適宜必要なアドバイスを行い、保育の質の担保に努めている。また、園の行事後のアンケート結果で出た保護者の意見などについては職員会議等で検討し、改善案などをたて実行し、園運営に活かしている。さらに、園内研修など各種研修の機会を準備し、研修後の情報共有と職員育成を図っており、保育の質向上につながる取り組みを進めている。
I-4-(1)-② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	経営企画室会議や園長会で法人および各園の現状や課題、その解決策などが園長に提示され、園長より職員に共有されている。保育に関しては、自己評価シートの活用と園長面談を実施し、職員一人ひとりの課題を明確にするとともに、園全体の課題を抽出している。また、各種のアンケート調査結果やその他の保護者のコメントなどを真摯に受け止め早急に改善案をたて、保育園としての考えを保護者に周知している。保護者からの意見や要望、職員間での提案などは昼礼や職員会議、行事の打ち合わせなどで話し合い、改善に向けて取り組んでいる。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	園長は職務分掌表や行事担当表等を使い、園長はじめ各職員の職務内容を明示し、自らの役割と責任を明らかにしている。さらに各職員の職務内容を明示し、それに沿って業務が進められ、職員会議の場や面談などで職員との意思疎通を図っている。さらに園長は、上期、下期に職員面談を行い、各職員の指導・支援や当事者意識を持ち業務を進めるよう職員に伝えている。

<p>II-1-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>個人情報保護、職員の労務に関する法令やマニュアル等、園に関わる法令・マニュアルは「ステートメントブック」に明記されており、職員に示し、法令順守、コンプライアンス遵守がなされるように取り組んでいる。保育所保育指針や保育士倫理綱領をまとめ、配付し、浦和事業所事務長が園内研修で講師となり職員に説明周知している。個人情報保護・虐待などにつき規定等が整理されており、資料等を配付し職員の理解・認識を図り、全ての法令を理解するように努めている。</p>
<p>II-1-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>		
<p>II-1-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	<p>a</p>	<p>園では年度ごとに重点目標を立て、園長は主任や職員と連携し、保育の質向上に取り組んでいる。園長は日誌や連絡帳、さらに園内の各種会議や昼礼などを通して、報告・連絡・相談を進め、保育における現状を把握し、保育園の課題や改善点などを積極的に話し合い情報を共有するように努めている。また、職員の意見を尊重し、自主的な取り組みが出来る環境を整えている。一方で、行事後など保護者アンケートを実施して、なるべく多くの保護者の意見や要望の声を聞き、応えられるように取り組んでいる。</p>
<p>II-1-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>a</p>	<p>浦和事業所事務所が、園の労務管理や経費の有効活用、人事管理などにあたり、経営の改善や業務の実効性向上に努めている。園では、「業績尊重、秩序維持、相互親密、自己成長、共同体のスタンス」を5つの基本スタンスとし、毎年「スタンス研修」を実施し、仕事を進めるモットーとしている。また、職員面談などを参考にしながら、経験・資質などを考慮して保育園全体のバランスなどに配慮して働きやすい人員配置を決めている。保護者からの要望なども参考に、効率よく保育園運営が出来るように配慮し対応している。</p>

II-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
<p>II-2-1 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
<p>II-2-1-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	<p>a</p>	<p>浦和事業所としての人材確保・育成の方針及び求める職員像を示し人材確保に取り組んでいる。園では、職場環境を良くして離職率を抑えられるよう、休憩場所や時間の確保、有休取得のしやすさ、コミュニケーションの取りやすい職場環境づくりを行っている。園長は現場の状況や職員の意向、適合性などを勘案して適正な職員配置に努めている。</p>
<p>II-2-1-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>各職員は自身の役割を明確にし、目標を設定して自己評価している。園長および浦和事業所による人事考課を受け、面談によるフィードバックがなされ、必要に応じてアドバイスなどの指導が実施されている。園では処遇改善加算Ⅰ・Ⅱおよび特例加算まで申請している。現在法人全体でキャリアパス制度を策定中で、人材育成の方針・職員像を示し人材確保に取り組んでいる。</p>

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	職員の就業状況や意向は、園長との定期的な個別面談や本部等主導の各種調査により把握している。また、法人の提供する福利厚生など各種の制度を提示し利用を促している。園では職員の家庭の事情、本人の事情に合わせて希望休・有給休暇が取得できるよう勤務体制に配慮がなされ、シフト表に反映し、就労環境の改善を進め、働きやすい職場環境・体制づくりに努めている。職員の有休取得率や時間外労働について確認し把握している。園長は面談や日頃の話し合い、相談の中で職員の意向を確認している。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	a	職員には「ステートメントブック」を配付し人材育成を図っている。「ステートメントブック」には社会人および保育者としての習得すべき必須事項が網羅されており、その活用により職員一人ひとりの育成に向けた取り組みを行っている。また、各職員は園の当該年度の目標・ねらいを踏まえ、職員個々の目標を1か月、数か月、半年ごとに設定して業務を遂行している。園内研修には常勤・非常勤を問わず参加できるシステムが確立されており、積極的に参加を促している。現在、法人全体でキャリアパス制度を策定中で職員の人材育成に取り組んでいる。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	園では処遇改善加算Ⅰ・Ⅱおよび特例加算を申請しており、それを踏まえた独自の研修計画を企画し実施している。また、研修内容の共有化に向けて、職員会議での報告を行い伝えている。個々の研修成果が保育活動の中でどのように活かされ、子どもたちの養護・教育などどのように活かされたかを評価するフィードバックの流れなども期待したい。研修受講後は報告書の提出を義務付けており、研修内容の共有化に向けて、職員会議での報告や報告書閲覧を行い人材育成に取り組んでいる。
II-2-(3)-③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。	a	本部および園では職種別・年数別の園内研修や指導などを実施しており、希望に応じて外部研修に参加できる機会が確保されている。外部研修など本人希望の研修は内容によっては就業以外の扱いとなるが、勤務シフトや休暇の調整を行いできるだけ希望に沿って参加できるように配慮している。園内研修には常勤・非常勤を問わず参加できるシステムが確立されており、積極的に参加を促している。本部研修や行政の研修、保育士会などの外部研修に積極的に参加するよう促している。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生受け入れマニュアルが整備され、受け入れの意義や配慮・手順などが明記され、職員間で共有されている。現在ライン機能等で実習生・インターンシップにアプローチし、いつでも受け入れができる体制を整備している。受け入れ時には注意事項に沿って説明を行い、個人情報保護や子どもたちのプライバシーの尊重、保育への考え方や取り組みなどを丁寧に伝え、守秘義務に関する誓約書を提出してもらい、個人情報保護への配慮を徹底することになっている。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b		法人ホームページで園運営に関する事業計画や報告書、決算報告書などの書類を公開し、園では開示を求められた際には提示できる体制を整えている。保育の概要などは三つ折りパンフレットに整理し、見学者に配付して伝えている。また、行事や日常の保育活動などはホームページにアップしており、毎月園の様子を更新している。ホームページは定期的な更新や随時見学の対応も行っている。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a		県や市の行政監査を受審している。また、書面監査などにも協力して調書提出しており、指摘事項や改善点について協議・検討し園の経営・運営の適正化に取り組んでいる。さらに、法人本部の内部監査で指導やアドバイスを受け、自園の振り返りなどをして適正な園運営のための取り組みを行っている。今後は第三者評価を受審し、結果をホームページに掲載していくこととしている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b		園外活動として散歩に出かけた際に、公園などの周辺の公共施設の利用を行いつつ、近隣の人々に挨拶などもしている。既存の保育活動を活かして地域の子育て家庭や地域の方々が子どもたちと触れ合う機会を提供したり、隣接高齢者施設や公共施設などを訪問するなど、社会性や社交性の向上・成長につながる取り組みを実施している。今後より一層、地域に開かれ認知される保育園となるように子育て相談会など、園の専門性・機能を活用したイベント・企画を実施し、地域貢献・地域還元に取り組またい。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b		現在まで申し込みの実績はないが、ボランティア受け入れマニュアルを整え、意義や受け入れ手順、配慮などを明記して対応できるようにしている。受け入れの際にはオリエンテーションを行い、個人情報の保護に関する説明・確認などを行うことになっている。また、中学生の職業体験などを受け入れる際には、事前のオリエンテーションを行い必要書類の準備や守秘義務などの留意事項を伝えるなどの受け入れ態勢は整備している。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a		市・区などから提供される子育てに関する情報やパンフレットを掲示・常置して、保護者に周知・配布している。子育てなどに関連する機関として、健康保健センター・児童相談所、医療機関などと情報交換し連携が取れるようにしている。また、緊急連絡先の一覧などを作成して緊急時に備えている。さらに、消防車が来園したり、不審者訓練を実施するなど、地元の消防署とも交流を行っている。市役所、保健センター、児童相談所や発達支援センターと連携し、情報共有する中で課題を見つけ、解決にむけた継続的な連携を行っている。児童相談所や療育施設など子育てに関連する各種の機関と連携が取れるようにして、支援が必要な家庭と定期的に連絡を取り合い情報共有している。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b	地域の福祉ニーズ等は地元の関係者や保護者から情報提供され、園では系列園園長会議などを通じて地域の最新情報を入手し、情報収集に努めている。見学者や保護者とのコミュニケーションから把握した子育てに関する地域ニーズ情報も参考にしている。今後、市など行政主催の園長会や地元の各種会合に参加して地域の動向や福祉ニーズを把握し、園運営や保育活動に盛り込むよう取り組んでいくことを期待したい。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	b	園は一時保育を実施しており、近隣子育て世帯の支援・相談窓口になるよう取り組んでいる。また、テントや発電機などの備蓄を行い、非常災害時には近隣住民に支援できる体制を整えている。今後、市の園長会や諸会合に参加して地域の動向や福祉ニーズを把握し、そのニーズに応えられるように育児相談、食育相談、健康相談などを日頃の保育活動に盛り込むことも期待したい。

III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	子どもの発達や保育関係ニュースなど常に最新情報を把握し保育現場に反映するように努めている。現場では、子どもに寄り添い子ども一人ひとりを尊重する保育を心がけ、職員間で情報交換をこまめに取り合い同じ対応をするようにしている。また、子ども主体の保育実現を目指し取り組んでいる。子ども一人ひとりの発達・情緒・健康面などの理解や把握をし、尊重し、保護者に対しては家庭での様子や悩みなどに配慮しながらアドバイスしている。職員に対し、入職時にコンプライアンス研修や人権擁護研修などを行い、また年度初めに「ステートメントブック」の読み合わせや研修を行い共通理解を図っている。	
III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	コンプライアンス研修や人権擁護研修などを行い、職員の子どもの権利擁護や個人情報守秘義務の徹底などの理解が深まるよう取り組んでいる。プライバシーポリシーを保護者に説明し、職員個人の携帯電話等の取り扱い、掲示物における肖像権の扱いなど多方面にわたるルールを作り、必要な配慮をしている。子どもたちの人権・プライバシー保護に努め、子どもの人権や気持ち、感性などを尊重した保育を行っている。また外部に個人情報を持ち出さないよう個人情報保護に努めている。さらに、園児のトイレ、オムツ替え、水遊び時の着替えなどに対し必要な配慮を行い、子どもたちの人権、プライバシー保護に努めている。	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	ホームページで保育園の概要や活動内容を公開しており、見学者には園長や主任が口頭にて質疑応答し対応している。入園説明会などで、保育方針や園生活の流れなどについて理解が深まるように分かりやすく保護者に伝えている。また、行政サービス（催し物や還付金など）についても配布物や掲示物で保護者に知らせている。見学希望で来園した方に園のパンフレットを渡したり、直接園の特徴や保育の様子を具体的に伝え、質問にも応えて対応している。	

<p>Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。</p>	<p>a</p>	<p>入園時には保護者には理念をはじめ保育サービスや基本ルールなどについて説明し、その後重要事項説明書の記載内容の変更があった場合や新たに決定したことは、早めに掲示したり通知を出すなどして伝え、重要事項説明書の同意書の提出も依頼している。</p>
<p>Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>転園や退園、および就学の際には、支援継続に配慮し情報提供を行っている。転園の場合は定型の引き継ぎ書を作成して引き継ぎ先への継続性を配慮しつつ、子ども本人の不利益にならないよう個人情報保護に留意して資料を渡している。また、担当行政と連携し、各ケースに応じてサービス継続性に配慮した対応を行っている。卒園の時は小学校との連携にも配慮している。近隣の小学校見学や入学する子がいる小学校には訪問や電話で、子どもの発達や家庭環境等の情報共有を行っている。</p>
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保護者には顧客満足度アンケートなどを毎年行いその結果を開示し、園側の改善点も併せて保護者に伝えている。また、保護者からの意見などに対しては、職員会議などで協議検討して情報共有し、回答書を作成して全世帯に配付している。日頃から保護者とコミュニケーションを取る中で、保護者の気持ちやニーズを汲み取り対応している。コロナ禍の下で保護者とコミュニケーションをとることが難しくなっているが、安全を考えつつ子どもの成長を視てもらい機会を作るように努め、保護者の満足向上につながるよう改善に取り組んでいる。</p>
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a</p>	<p>苦情相談の仕組みは重要事項説明書等の中に記載されており、保護者には入園時に説明している。さらに、エントランスには苦情解決のフロー図を掲示して、第三者委員など外部に相談できることを知らせている。保護者とは連絡帳にて日頃の連絡を取り合っており、苦情等を申し出やすいようにしている。また、苦情内容や対応策については園だよりにて公表し、内容によっては個人別にフィードバックしている。</p>
<p>Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。</p>	<p>b</p>	<p>日頃は連絡ノートや朝夕の送迎時に保護者と直接話しをする機会があり、情報把握し都度対応している。保護者には、苦情・意見要望に対する対応・手順などを周知するように努め、信頼関係を構築し意見などの共有に努めている。運営委員会での意見聴取のほか、園長はじめ各職員に気軽に相談できるよう声かけすると同時に、意見箱設置を予定している。また、園長が苦情解決責任者となり個人面談で意見を聞いたり、送迎時に話済中で信頼関係を深め、苦情や意見や要望などを責任をもって解決するように努めている。</p>

<p>Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>b</p>	<p>相談や意見があった場合の対応マニュアルはなく都度個別対応を行い、園内回覧等で周知、改善に向けて早目の対応を心がけている。保護者アンケート等の回答は必要に応じエントランスに掲示し、口頭による意見や相談にも職員会議の報告・連絡・相談をしっかりと行い、何か対応しなければならない時は迅速にしている。園全体で保護者や子どもの状況を把握し、相談や意見などの内容によっては法人や浦和事業所と相談しながら、専門機関・関係機関と連携して対応する体制を構築している。</p>
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a</p>	<p>法人全体でリスクマネジメント委員会を設けて危機管理マニュアルを整備し、園ではこれに基づいて管理体制の構築と各種リスク対応の明示、園内外の安全チェックを実施している。さらに「ステートメントブック」を活用し、各種研修を行う等リスクマネジメントに取り組んでいる。嘱託医との連携もできており、緊急時には対応できる環境を整えている。毎月、ヒヤリハットやインシデント、アクシデントを職員全体で原因分析するなどして情報の共有をし、今後の対応などを話し合い子どもの安全確保に努めている。</p>
<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>「感染症対策マニュアル」を整備し、看護師中心に園内研修を行い、感染症や食中毒などの予防・対応策に努めている。感染症などが発生した場合は、各保護者に周知し園内での拡大防止策、登園基準を設けるなど衛生管理を優先実施し、園児の健康管理に努めている。また、感染症予防として消毒作業や園児・職員の健康管理を徹底している。子ども達には保健指導を行い感染予防に努めている。</p>
<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>b</p>	<p>現在、事業継続計画（BCP）を策定中であるが、毎年「安全防止チェックリスト」や「施設設備点検表」などを基に、参集リストや備蓄品の内容を見直している。災害等発生時は、被害状況や避難場所、行動手順などを職員や保護者その他関係機関に通知することで、素早い対応が出来るようにしている。毎月避難訓練等を実施し、職員が災害発生時に適切な対応が出来るようにしている。また、浦和事業所全体で連携して対応が出来るように常に情報共有し、災害発生時の対応に備えている。</p>

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

<p>Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>		
<p>Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。</p>	<p>a</p>	<p>「ステートメントブック」をはじめ、業務を標準化するための各種のマニュアルを用意している。（園外保育・0歳児保育・防犯・防災・食物アレルギー・危機管理・感染症・大量調理・プール安全管理等）各種のマニュアルは入職時研修で学び、以降は定例の職員会議や昼礼などにおいても必要に応じて読み合わせなどを行い周知に努めている。さらに、保育の中でその時期により確認が必要とされる事項については（例：プール、インフルエンザの感染時期）その項目の部分を職員会議などで読み合わせを行っている。</p>

<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>a</p>	<p>マニュアルの点検・見直しは法人で行い、保育にかかわる重要な案件や保護者と取り交わす重要事項に改定を必要とする際には、法人として定期的開催している経営企画室会議や園長会において検討し、見直すことにしている。さらに、今般のような新型コロナウイルス対策については、感染症対策マニュアルをベースに都度見直しを行い対処することになっている。園において保護者や職員から見直しや改善の必要のある項目が上がった場合には、園長が園長会などで報告している。さらに、年度末などの時期を定めて定期的に見直し仕組みを設けることも望まれる。</p>
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画（個別支援計画）を適切に策定している。</p>	<p>a</p>	<p>入園時面談では子どもや家庭の状況、予防接種やかかりつけ医、意向や要望などを把握している。さらに登降園時の会話や個人面談などによって子ども一人ひとりの発達状況や保護者と共有し、指導計画の作成や見直しにつなげている。全体的な計画は子どもや保護者、地域性を加味して作成し、乳児や配慮を必要とする子どもの個別指導計画については養護と教育の領域を考慮して作成している。作成した指導計画は、子どもの姿を映し出した計画になっているかを園長・主任がチェックを行い必要に応じて見直しすることになっている。</p>
<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画（個別支援計画）の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a</p>	<p>前年度末に作成する全体的な計画を基に現クラスの子どもたちに合わせた年間指導計画、さらに月案を作成している。作成の際にはクラス内で話し合いを行い、子どもの様子や実態に即した計画になるようにしている。月末には子どもの実態に合わせて見直しを行い、翌月の月案作成時に反映をさせるようにしている。0～2歳児と配慮を必要とする子どもについては、成長と照らし合わせながら個別の月案を作成しており、その子の成長を見守りながら成長を促せるようにしている。</p>
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況（個別支援計画）の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>a</p>	<p>毎日行っている昼礼などで子どもの様子を職員間で共有する時間を設け、担任だけでなく職員全体で情報を共有できるようにしている。その際には担任以外が保護者にその日の様子を伝えることがあることを配慮し、前日の体調や様子なども伝えるなどに努めている。また、それらを記載することで後日でも確認できるようにしている。職員の気付きやヒヤリハットの報告もされているとのことである。子どもの記録は定期的に児童票、健康記録などに記載し、指導計画の進捗や達成状況を、それぞれに期間（年・月・週）に沿って振り返られるようにしている。</p>
<p>Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>a</p>	<p>・子どもに関する必要な情報としては、健康記録、面談記録、家庭調査票、児童票などを設けており、事務室の施錠できる書庫において保管している。それらの資料の閲覧や加筆を行う際には事務室で行うことを基本的なルールとしている。また、家庭や子どもに関することで適宜職員の共有を必要とする事項については、日々の昼礼で共有することになっている。日々の保護者への伝達事項については、登降園時の会話や連絡帳を中心に実施している。</p>

A 個別評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
<p>A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a	<p>指導計画の基となる全体的な計画は、養護と教育が一体になった計画を作成し、子どもの実態や状況に合わせて作成、見直しを行っている。全体的な計画をもとに、子ども一人ひとりの発達や育の状況を踏まえ年間指導計画を作成している。年間計画書をもとに月案に「ねらい」を明示し、子どもの様子によって週案の変更なども工夫している。さらに、週案と日報をリンクさせ、保護者には連絡帳によって子どもの活動を伝え情報共有できるようにしている。0～2歳児、配慮を必要とする子どもは個別に指導計画を作成しており、計画を職員間で共有することで、子どもの育ちを支援できるようにしている。</p>
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b	<p>エアコン・加湿器・扇風機・空気清浄機など清潔で快適な環境が提供できるようにしている。加湿器だけでは湿度が低い場合には感染症の予防対策として適切な湿度が保たれるよう細やかな配慮をしている。0歳児の玩具は毎日ふき掃除をするなど、清潔な環境作りに配慮している。各クラスの玩具で遊んだ後に同じ場所に戻すことができるように棚などを設え、片付けやすい環境整備を行うことで子どもの片づけの習慣を支援している。さらに、毎日トイレと居室は保育士が清掃し、月1回、園庭や窓拭き、草むしりを職員が担当し清掃している。</p>
<p>A-1-(2)-② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b	<p>子どもの状況に配慮して個々への声かけを行い、子どもの気持ちに寄り添う保育を大切にしている。発達の過程で起きる、かみつきのなどは同じ子どもが起こすことも多いところを踏まえ、職員同士の配置にも注意するようにしている。度々かみつきの起こす場合には、保護者から家庭での様子に変化がないかなど子どもの心のケアに配慮できるようにしている。また、1～2歳児クラスのけんかでは、自分の思いを上手く言語化できないために起きることもあるため、子どもの今の気持ちを代弁し相手の子の気持ちも代弁することで自分の気持ちに気付き、相手にも気持ちがあることに気付けるようにしている。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	b	<p>保護者との連携を大切にし、基本的な生活習慣が家庭と園で同じスピードで進められるように情報共有している。特にトイレトレーニングやスプーン・お箸への移行などは、子どもの意思を尊重するようにしており、個別対応としている。個々の子どもの発達に応じて保護者と連携を図りながら、基本的な生活習慣を身につけられるようにしている。子どもの発達による動線の変化に対して、保育室内の個々のスペースを変えるなどの細やかな配慮をして環境整備に取り組んでいる。年齢によって椅子や机の高さは異なるものを用意しており、3歳以上の女の子トイレにドア設置を設置したり、洗面台も各年齢ごとに用意している。</p>

<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>b</p>	<p>発達の過程に応じて環境の整備を行い、子どもの気持ちを尊重した対応に努めている。自由遊びをする際には、コーナー遊びなどを中心にしてごっこ遊びなどを展開させ遊び込める環境になるように努めている。発達の過程に応じて環境の整備を行い、子どもの気持ちを尊重した対応に努めている。子どもが遊びたいと思うものを自分で手に取ることができる環境整備に努めている。「お片付けをしてから」のルールを守れば、玩具は自由に自分で選べるようにしたり、公園や園庭での外遊びについては保護者から高い評価が聞かれている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>0歳児の発達に合わせ、生活と遊びが豊かになるよう取り組んでいる。家庭にいるような雰囲気や落ち着いたようスペースを整備して、寝転がったり、ふれあい遊びなどを行い、温かい対応を心がけている。また、子どもの手の届くところに玩具を配置し、子どもによる自主的な関わりができるように配慮している。子どもの自主性を尊重し、発達に応じて保育を展開している。言葉にはならないその子の気持ちを受け止め、尊重するようにしている。口に入れる、凝視する、触る等、興味を示すものを把握し、玩具の消毒や見守りを実施しながら好きなもので遊べるよう支援している。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>1歳以上3歳児未満の保育においては、自分でやってみようとする気持ちを大切に、気持ちに余裕を持って見守り、難しい所は援助しながら達成感を味わえるような関わりに努めている。一人ひとりに適した声かけを意識し、家庭と相互理解することで保育に生かせるようにしている。生活習慣の基本的な取り組みを行う年齢となるが、子どものやりたいという意識や自主性を尊重しながら保護者と情報共有し連携して進めることにしている。子どもの成長に合わせた対応を心がけながら、年度後半は進級することの喜びと共に進級へのステップアップができるような声かけを心がけている。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>子どもの自発性を大切に、集団生活に主体的に関われるようになることを目指している。子どもが主体的な働きかけがし易い環境になるように配慮している。異年齢での関わりを取り入れ、生活や遊びを通して、小さな子に対する思いや優しさを自ら表現できるようになるような働きかけを心がけている。自分たちで遊びたい玩具を選択して出せる環境にしておき、子どもの自主性の育ちを支援している。外遊びが豊富でやりたいことを制止しない支援を心がけている。豊富な集団遊びを通して様々なルールを学べるよう支援している。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>配慮を必要とする子どもには、落ち着いた環境の中で活動できるように配慮している。個別に日案や月案などの指導計画を作成し、毎日の様子を個別日誌に記録し、会議などで共通認識を図ったり保育士間で共有して同じ関わりが出来るよう心がけている。なお、保護者には園での様子を伝えたり、家庭の様子を聞いている。子どもの気になる様子や気になる子どもについては記録に残すことで、その子の成長を見守ることができるようになっている。さらに、障がい児保育について学べる機会を充実させて、適切な支援が提供できるようにしている。</p>

<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>当園は18時～20時の延長保育を行っており、月極だけでなく急な残業などに対応できるように当日のスポット利用もできるようにしている。また、補食や夕食も提供している。延長保育の時間帯は日中の活動によっては眠くなってしまいう低年齢クラスの子どものも居るが、その際には短時間の仮眠をしたり、安心できるように抱っこして過ごすなどの配慮をしている。現在、延長保育は約10名であるが18時過ぎには数名になり、乳児室で保育士のお手伝いをしながらゆったりと過ごせるようにしている。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>全体的な計画・年間計画・月案などの小学校への接続・連携の欄に計画を記載し、就学に向けたアプローチカリキュラムを作成して活用している。例年であれば5歳児クラスは小学校の校内見学などをする機会を設けているが、コロナ禍によって未実施となっている。就学までに生活のリズムを整えられるように保護者にもその旨を伝え、家庭と園とで連携して生活リズムへの意識向上を目指している。午睡の時間は2月末から30分ずつ短くして3月には「ゼロ」になるようにしており、就学時には休憩時間をとらなくても眠くならないように支援している。就学する小学校に児童要録を提出して、子どもへの支援が継続できるようにしている。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p>	<p>定期検診をはじめ、月に一度身体測定を行い、園児一人ひとりの成長発達を把握している。登園時に検温し、視診と共に朝までの子どもの様子を保護者から聞き取り、体調把握に努めている。子どものケガや体調を崩した際には、保護者に様子を伝え、次の登園時に経過を確認して昼礼や定例会議で情報共有を図っている。体調不良時は感染予防のため保護者が迎えが来るまで職員室などで対応することになっている。また、コロナ禍によって、手洗い・うがいの大切さなどを子どもに伝えるとともに実施に力を入れている。SIDS（乳幼児突然死症候群）については、入園のしおり（重要事項説明書）にも記載し、0歳児は5分毎、1歳児以上は10分毎にチェックし、記録に残している。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>b</p>	<p>健康診断は年2回園医が行っており、医師に聞きたいことはないか事前に保護者に確認し、確認事項は健診時に園医に聞いて保護者に伝えている。検診の結果については健康の記録に記載し、健康診断・歯科検診の結果と医師からのアドバイスなどは、適宜保護者に伝えることにしている。また、健診・測定の結果から、子ども一人ひとりの発達の推移を把握して、定例会議職員間で共有し保育に反映させることにしている。歯科検診の結果虫歯が見つかった際には治療を依頼し、治療終了を確認している。嘔み合わせ等の歯科医の気づきについても、健康カードで共有できるようにしている。</p>

<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>アレルギー児については、医師による診断書を提出している子どもはアレルゲン除去食を提供している。毎月献立作成時に、アレルギー除去食についての献立表を作成し、保護者を交えて確認を行い、保護者から承認をもらうことにしている。アレルギー食をクラスに提供する際には、給食室で調理員と担当職員で献立表によるチェックをしたものを子どもに提供している。さらに毎食時（給食・おやつ）園長はアレルギー除去食についても検食を行っている。入園後にアレルギーに気づいた場合には医療機関で検査を受けてもらい、医師の診断に基づいて支援することになっている。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>b</p>	<p>年齢に合わせて食に関する豊かな経験ができるよう担任と相談しながら取り組んでいる。乳児の離乳食は歯の本数や咀嚼の状態を把握し、一人ひとりに合わせた形態で食べやすい食事の提供を心がけている。幼児クラスは、苦手な物も一口だけ食べてみるにより少しずつ慣れ、好き嫌いの克服につながっている。一方で、イベントなどに合わせた献立を作成するなど、季節に合った旬の食材を提供できるようにしている。おやつは自家調理で提供している。毎月提供している行事食に加え、5歳児が選んだメニューを「お楽しみメニュー」として年1回提供するなど子どもの食への興味を引き出す機会も図っている。さらに食育として旬な食材に五感を使って触れるなど、食べ物に興味を持てるように努めている。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>b</p>	<p>園では外部の事業者に給食を委託しており、2サイクルメニューで提供している。担任・主任・園長が出席する給食会議においてメニューを検討し、必要に応じて見直しすることになっている。和食・洋食・中華など偏ることのないようにしたり、塩味や甘味で食べるのではなく、旨味（だし）を感じることができるよう食事になるようにしている。また、旬の食材を使うようにしている。調理室は残食量や職員からの報告に加え、実際に子どもの喫食時の様子を定期的に確認するために巡回して把握に努めている。</p>

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
<p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>登降園時の保護者との会話に加え、乳児クラスでは連絡帳で家庭と連携し、幼児クラスでは自由帳を全員に配付し自由に記載してもらうことにしている。また「園だより」や「クラスだより」により短期的なスケジュールの連絡や園の様子などを掲載し保護者に伝えることで、情報共有を図っている。年度当初には年間行事予定表を配付し、保護者が園の行事に積極的に参加しやすい環境作りをすることで行事に向けて保護者との連携が図れるようにしている。また、懇談会や個人面談を通して、保育の意図や内容について説明する機会を設け、保護者と園がスムーズに連携できるようにしている。</p>

A-2-(2) 保護者等の支援		
<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>「園だより」や「クラスだより」に加え、「給食だより」や「保健だより」等で園での様子を伝え、子育てに必要な情報の共有に努めている。入園の際には個別で保護者と面談を行い、保護者の意向を組み取るようにしている。生活習慣の取り組み方では、保護者の意思や意図を確認したうえで、アドバイスや相談の形で適切な支援が提案できるように配慮している。保護者との関わりの中で、毎日の子どもの様子を伝えるなど信頼関係が構築できるように努めている。保護者会の際には、同じ年齢の子どもを持つ親が抱えることの多い問題や心配事などを話す時間を作り、保護者同士が交流できるようにしている。</p>
<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>b</p>	<p>登園時には、子どもの体に傷などがないか視診を行っている。また、身体測定時や午睡前の着脱時にも身体に傷やあざがないか確認している。気になる傷やあざを発見した場合には、複数人で確認して園長に報告し、必要と判断された場合は、写真に残し、児童票に綴じて記録している。一方で、職員に気になる発言などがある場合は個別で話し合いの機会を図ったり、職員全体で話し合いをするなどにより改善する体制をとっている。</p>

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	<p>b</p>	<p>毎年保育所の自己評価を全職員と検討・分析・共有しながら話し合いながら作成し、園運営に活かしている。各クラス、日々の保育内容について反省点等があれば常に話し合う機会を作り、改善していくよう取り組んでいる。さらに、毎月の保育会議では、月のねらいや反省を各クラス発表し、振り返りを行っている。保育士の主体性を重視した自己評価用のフォーマットを用意しており、各保育士は適宜自己評価に取り組めるようにしている。また、園長のコメントも記載されている。保育実践については、記録や職員間の話し合いを通じて保育の振り返りを行い子どもが主体的な行動ができる環境づくりを目指している。</p>	